

非上場優先株式への新証券コード（ISIN）設定の開始について

平成 15 年 9 月 18 日
証券コード協議会

証券コード協議会では、非上場の優先株式に対する新証券コード付番を開始します。具体的な仕様、手続き等は下記のとおりです。

なお、上場優先株式については、従来どおりの取扱いとなります。

記

1 対象

非上場優先株式

2 コード仕様

・新証券コード（ISINコード）

新証券コード仕様の証券種類コード欄において、「010」～「019」、「01A」～「01Z」（ただし、アルファベットのI、Oは除く）の範囲で、証券コード協議会がその都度決定します。

例：ソニー(株)第25回Y種 優先株式

| | | | |
|----|-----------|---------|---|
| JP | 343500 | 01W | 3 |
| | 発行体固有名コード | 証券種類コード | |

（注）現行コード（株式銘柄コード）は付番しません。

3 コード申請の手続き

「非上場優先株式のコード申請書（有価証券届出書を添付）」をご提出いただきます。ご申請は、証券関係者であれば、どなたでも可能です。ただし、非上場優先株式のコード申請に当たっては、発行体に新証券発行体固有名コードが設定済であることが必要ですので、発行体固有名コードがない場合は、発行会社又は幹事証券会社のみコード申請ができます。

また、今回の取扱いにつきましては、コード申請者（発行体又は証券関係者）にコード申請料（1銘柄：1万円）を申し受けます。

なお、上場優先株式は、引き続き取引所等経由でコードのご申請を受けます。この場合、当面、コード申請料のご負担はございません。

【非上場優先株式のコード申請書（雛型）の請求先】

東京証券取引所 情報サービス部 証券コード協議会
電話 03 - 3666 - 0141（内線2611）